

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第78号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

目次中「第123条」を「第131条」に、「第124条・第125条」を「第132条・第133条」に改める。

第2条第3号中「，上下水道局」を削る。

第4条第5項中「京都市特定環境保全公共下水道条例」を「京都市上弓削農業集落排水処理施設条例」に改める。

第17条第4項中「の長」の右に「（上下水道局総務部経理課長の職にある出納員にあっては，上下水道局長）」を加える。

第19条を次のように改める。

（指定金融機関印等の届出）

第19条 指定金融機関は，次に掲げる印を，あらかじめ会計管理者に届け出なければならない。

- (1) 指定金融機関が収納金の領収及び一時保管有価証券等の受領に用いる印
- (2) 指定金融機関が現金の支払及び一時保管有価証券等の払出しに用いる印
- (3) 指定金融機関が口座振替による支払の際用いる印
- (4) 収納代理金融機関が収納金の領収に用いる印

第37条第2号中「使用料」の右に「，京都市証明等手数料条例別表第7に規定するその他の事項に関する証明書（都市計画局建築指導部建築審査課において発行するものに限る。）の交付に係る手数料」を、「複写に要する費用」の右に「，都市計画情報システムによる都市計画に関する情報の印刷又は建築計画概要書等窓口システムによる建築基準法施行規則第11条の4第1項各号に掲げる書類に記載すべき事項に関する情報の印刷に要する費用」を加える。

第53条第4項中「行財政局総務部総務事務センター長」を「別に定める職員の区分に応じて別に定める者」に改める。

第57条第15号中「保険給付」の右に「及び第1号事業支給費」を加え，同条第18

号中「及び年金生活者等支援臨時福祉給付金」を削る。

第118条各号列記以外の部分中「使用する」を「現金及び有価証券に関する会計事務に用いる」に改め、同条に次の2号を加える。

(5) 出納金報告書、収納金報告書、公金振替書及び公金受払票に用いる公印（第93号様式）

(6) 前各号に掲げる公印の用途以外の用途に使用する公印（第94号様式）

第123条を次のように改める。

(保管者)

第123条 公印（第118条から前条までに定める公印をいう。第3項、第126条第1項、第128条、第130条及び第131条において同じ。）を保管させるため、公印保管者（以下「保管者」という。）を置く。

2 保管者は、別表第6のとおりとする。

3 保管者は、公印を盗難、不正使用等のないように厳重に保管するとともに、常に鮮明に押印することができる状態にしておかなければならない。

第125条を第133条とし、第124条を第132条とし、第13章中第123条の次に次の8条を加える。

(保管責任者)

第124条 京都市公金収納受託者の公印を適正に保管するため、保管責任者（以下「責任者」という。）を置く。

2 責任者は、主管する事務に係る京都市公金収納受託者の公印ごとに、京都市事務分掌規則第1条第1項に規定する課（同項に規定する課を置かない室を含む。）の長又は京都市事業所の長等専決規程に規定する第1類若しくは第2類の事業所の長とする。

(保管補助者)

第125条 保管者は、公印保管補助者を定め、その職務を補助させることができる。

(押印上の注意事項等)

第126条 公印を押印する者は、押印を必要とする文書に必要事項が正しく記載されているかを確認したうえで、明瞭かつ正確に公印を押印しなければならない。

2 第118条第6号に掲げる公印の押印手続については、別に定める。

(印影の印刷)

第127条 出納員又は区出納員は、押印を必要とする文書を大量に作成するときは、そ

の公印の印影の印刷をもって公印による押印に代えることができる。

2 前項の規定により公印の印影を印刷しようとする出納員又は区出納員は、会計管理者の決定を受けなければならない。

3 第1項の規定により公印の印影を印刷した出納員又は区出納員は、印刷に使用した印影及び原版を直ちに廃棄するとともに、公印の印影を印刷した文書を厳重に保管しなければならない。

(新調、改刻及び廃止)

第128条 公印の新調、改刻又は廃止は、会計管理者が行う。

2 保管者は、公印を新調し、改刻し、又は廃止する必要があると認めるときは、別に定める様式により、会計管理者に申請しなければならない。

(公印台帳)

第129条 会計管理者は、公印台帳を備え、常に整理しておかなければならない。

(使用状況の調査及び報告)

第130条 会計管理者は、保管者又は責任者に対し、公印の保管、使用状況その他について調査し、報告を求めることができる。

(事故報告)

第131条 保管者は、公印の盗難、紛失その他の事故があったときは、別に定める様式により、直ちに会計管理者に報告しなければならない。

別表第2 1を次のように改める。

1 出納員となる職

- (1) 環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課長
- (2) 生活環境美化センター所長
- (3) 南部クリーンセンター管理課長
- (4) 東北部クリーンセンター所長
- (5) 行財政局総務部総務事務センター長
- (6) 行財政局財政部財政課長
- (7) 行財政局資産活用推進室資産管理課長
- (8) 行財政局税務部収納対策課長
- (9) 市税事務所市民税室市民税第一課長
- (10) 市税事務所納税室納税推進課長

- (11) 市税事務所支所センター長
- (12) 総合企画局情報化推進室情報管理課長
- (13) 文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課長
- (14) 美術館総務課長
- (15) 動物園総務課長
- (16) 元離宮二条城事務所長
- (17) 歴史資料館次長
- (18) 文化市民局地域自治推進室区政推進課長
- (19) 文化市民局くらし安全推進部くらし安全推進課長
- (20) 文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長
- (21) 中央卸売市場第一市場管理課長
- (22) 産業観光局農林振興室農業振興整備課長
- (23) 産業観光局農林振興室林業振興課長
- (24) 農業振興センター所長
- (25) 京北農林業振興センター所長
- (26) 地域リハビリテーション推進センター相談課長
- (27) こころの健康増進センター相談援助課長
- (28) 保健福祉局生活福祉部生活福祉課長
- (29) 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長
- (30) 保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課長
- (31) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター長
- (32) 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長（本務として命じられたものを除く。）
- (33) 衛生環境研究所管理課長
- (34) 動物愛護センター所長
- (35) 子育て支援総合センターこどもみらい館総務課長
- (36) 子育て支援総合センターこどもみらい館事業課長
- (37) 児童福祉センター総務課長
- (38) 第二児童福祉センター長
- (39) 桃陽病院長

- (40) 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室幼保企画課長
- (41) 都市計画局都市企画部都市計画課長
- (42) 都市計画局都市景観部景観政策課長
- (43) 都市計画局都市景観部風致保全課長
- (44) 都市計画局都市景観部開発指導課長
- (45) 都市計画局広告景観づくり推進室広告物企画課長
- (46) 都市計画局建築指導部建築指導課長
- (47) 都市計画局建築指導部建築審査課長
- (48) 都市計画局建築指導部建築安全推進課長
- (49) 都市計画局住宅室住宅管理課長
- (50) 建設局土木管理部道路河川管理課長
- (51) 建設局土木管理部道路明示課長
- (52) 土木事務所長
- (53) 建設局自転車政策推進室自転車企画課長
- (54) みどり管理事務所長
- (55) 建設局都市整備部市街地整備課長
- (56) 建設局都市整備部整備推進課長
- (57) 南部区画整理事務所長
- (58) 福祉事務所長
- (59) 保健センター健康づくり推進課長
- (60) 市会事務局調査課長
- (61) 消防局総務部総務課長
- (62) 上下水道局総務部経理課長
- (63) 教育委員会事務局生涯学習部施設運営課長
- (64) 教育相談総合センターカウンセリングセンター長
- (65) 学校歴史博物館事業課長
- (66) 青少年科学センター市民科学事業課長
- (67) 野外活動施設花背山の家事業課長
- (68) 幼稚園長
- (69) 西京高等学校附属中学校長

(70) 京都堀川音楽高等学校教頭（事務長が置かれているときは、事務長）

(71) 高等学校事務長

(72) 総合支援学校長（事務長が置かれているときは、事務長）

備考 出納員となる職には、当該職に係る事務取扱を含む。

別表第4中「第15号 保健福祉局生活福祉部地域福祉課長」を「第15号 保健福祉局生活福祉部生活福祉課長」に、

「第29号 上京保健センター健康づくり推進課長

第30号 北保健センター健康づくり推進課長

第31号 左京保健センター健康づくり推進課長

第32号 中京保健センター健康づくり推進課長

第33号 東山保健センター健康づくり推進課長 を

第34号 山科保健センター健康づくり推進課長

第35号 下京保健センター健康づくり推進課長

第36号 南保健センター健康づくり推進課長

第37号 右京保健センター健康づくり推進課長

第38号 伏見保健センター健康づくり推進課長」

「第29号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び上京保健センター健康づくり推進課長

第30号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び北保健センター健康づくり推進課長

第31号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び左京保健センター健康づくり推進課長

第32号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び中京保健センター健康づくり推進課長

第33号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び東山保健センター健康づくり推進課長

第34号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び山科保健センター健康づくり推進課長

第35号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び下京保健センター健康づくり推進課長

に、

第36号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び南保健センター健康づくり推進課長

第37号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び右京保健センター健康づくり推進課長

第38号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び伏見保健センター健康づくり推進課長

「第47号 上下水道局技術監理室地域事業課長」を「第47号 削除」に、「第48号 削除」を「第48号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター長」に、「第51号 保健福祉局保健衛生推進室医務衛生課長」を「第51号 保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課長」に、「第64号 上下水道局技術監理室地域事業課京北分室担当課長」を「第64号 削除」に、「第69号 保健福祉局子育て支援部保育課長」を「第69号 子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室幼保企画課長」に、「第71号 都市計画局住宅室住宅政策課長」を「第71号 削除」に、「第72号 消防局総務部庶務課長」を「第72号 消防局総務部総務課長」に、「第73号 伏見工業高等学校事務長」を「第73号 伏見工業高等学校全日制事務長」に、「第86号 文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課長」を「第86号 伏見工業高等学校定時制事務長」に、「第91号 開智幼稚園長」を「第91号 削除」に、「第128号 保健福祉局保健衛生推進室保健医療課長」を「第128号 保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課長」に、「第135号 西京保健センター健康づくり推進課長」を「第135号 保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター担当課長及び西京保健センター健康づくり推進課長」に、「第162号 削除」を「第162号 都市計画局建築指導部建築安全推進課長」に改める。

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第123条関係）

| 名 称 | 保 管 者 |
|---------------------|--|
| 会 計 管 理 者 の 公 印 | 会計室長 |
| 区 会 計 管 理 者 等 の 公 印 | 区役所若しくは区役所支所の地域力推進室長又は右京区役所京北出張所長 |
| 出 納 員 の 公 印 | 行財政局総務部総務事務センター長又は主管する事務に係る公印ごとに、出納員となる職にある者 |

| | |
|---------------|-----------------------------|
| 区 出 納 員 の 公 印 | 主管する事務に係る公印ごとに，区出納員となる職にある者 |
| 京都市公金収納受託者の公印 | 京都市公金収納受託者 |

第 4 4 号様式中

「

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| 執行年 月日 | | 執行年 月日 | |
| カード 種別 | | カード 種別 | |
| 市区別 | | 市区別 | |

を

」

「

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| 執行年 月日 | | 執行年 月日 | |
| 市区別 | | 市区別 | |

に，

」

「

| | | | |
|-------|--|-------|-----|
| 摘 要 | | 摘 要 | |
| C / H | | C / H | |
| 金 額 | | 百 | 千 円 |

を

」

「

| | |
|-----|--|
| 金 額 | |
|-----|--|

に，

」

「

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 所 属 | | 所 属 | |
| | | | |

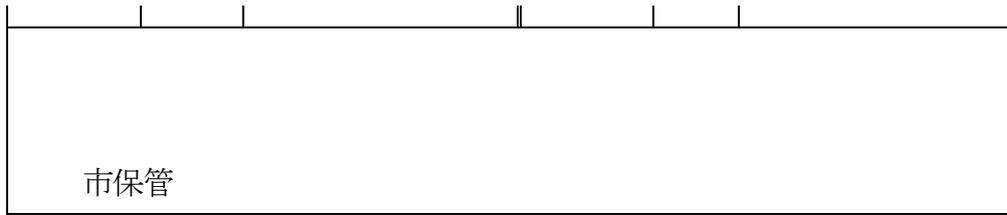
を

」

「

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 所 属 | | 所 属 | |
|-----|--|-----|--|

に改め

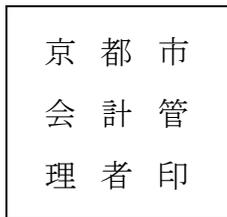


」

る。

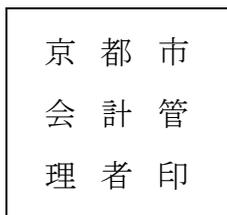
第93号様式から第94号様式の2までを次のように改める。

第93号様式（第118条関係）



21ミリメートル平方
かい書

第94号様式（第118条関係）



21ミリメートル平方
てん書
朱肉印

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則による改正後の京都市会計規則の規定は、平成29年度予算に係る会計事務から適用し、平成28年度予算に係る会計事務については、なお従前の例による。

（会計室）